石川県雇用環境整備助成金のご案内

新たに雇用する従業員のため、従業員宿舎を賃借する奥能登2市2町(輪島市、 珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町)の事業所や、奥能登2市2町に立地す る賃貸借物件を修繕する不動産事業者等を支援します。

申請期間

令和6年7月1日(月)~令和7年3月31日(月)

①宿舎等の借上げ事業

主な要件

※要件の詳細は募集要領や交付要綱でご確認ください。

- ○<mark>奥能登2市2町に立地する事業所が、発災以降に従業員を新たに雇用</mark>し、雇用した 従業員の雇用環境整備のため、<mark>従業員宿舎の借上げ(10万円以上の賃料支払)を</mark> 行っていること。
- ○厚生労働省の「地域雇用開発助成金(能登半島地震特例)」について、支給申請を 行っていないこと。
 - ➡本事業は「地域雇用開発助成金(能登半島地震特例)」の活用が難しい事業主向けの助成金です。

助成額

労働者1名あたり10万円 1事業者あたり50万円

②賃貸用物件修繕事業

主な要件

※要件の詳細は募集要領や交付要綱でご確認ください。

- ○<mark>奥能登2市2町のいずれかに、居住用の賃貸用物件を所有</mark>しており、令和6年能登 半島地震による被害から、修繕を行わなければ賃貸を行うことが困難であること。
- ○修繕に要した費用が300万円以上となっていること。
- ○

 図

 の

 物件に

 賃貸借契約により

 居住

 させていること。

助成額

1事業者あたり100万円

本助成金は、令和6年1月1日に遡及適用されます

(令和6年1月1日以降に助成金の支給要件を満たす場合は対象となります)

地域雇用開発助成金について

本助成金(宿舎等の借上げ事業)と、厚生労働省の地域雇用開発助成金(能登半島地震特例)の助成要件の違いは以下のとおりです。



支給までの流れ

